ぶなの森ニュース　2021年12月号

環境に関する最新の話題をピックアップ
してわかりやすくご提供していきます。

SOMPOアセットマネジメント
安心・安全・健康のテーマパーク

当資料は、SOMPOアセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。

ECOトレンド　旬の情報をお届けするコーナーです。

★経済産業省、「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク2021」を開催

経済産業省は、「ビヨンド・ゼロ」（世界全体のカーボンニュートラルだけでなく、過去に排出されたCO2の削減）を可能とする革新的技術の確立と社会実装に向け、挑戦課題と社会実現の道筋・手法を提示する「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク」を10月4～8日で開催しました。各国閣僚や各分野をリードする世界の有識者、指導者を招き、ビヨンド・ゼロ実現に向け幅広い議論を行い、「多様な道筋」「イノベーション」「途上国とのエンゲージメント」をキーワードに、「経済と環境の好循環」の実現に向けた現実的かつ具体的な道筋・絵姿を世界へ発信するとともに、日本の技術的知見を共有し、世界全体のカーボンニュートラル達成に貢献するとしています。

出典：経済産業省,「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク2021」を開催しました
https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211013002/20211013002.html（アクセス日：2021年11月19日）

★第6次エネルギー基本計画が閣議決定

エネルギー基本計画とは、エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定するものです。本計画は、脱炭素化に向けた世界的な潮流、国際的なエネルギー安全保障における緊張感の高まり等、エネルギーをめぐる情勢変化や日本のエネルギー需給構造が抱える様々な課題を踏まえ、10月22日、閣議決定されました。東日本大震災からちょうど10年の節目において、①「2050年カーボンニュートラル」実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと、②安全性を大前提とした安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取り組みを示すこと、の2つを重要なテーマとしています。

出典：経済産業省, 第6次エネルギー基本計画が閣議決定されました
https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005.html（アクセス日：2021年11月19日）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。

燃料電池自動車等の利用拡大に向けた規制の整備検討

日本政府は2050年のカーボン・ニューラルの実現を表明しており、この中で燃料電池自動車をはじめとした水素の活用は、重要な位置を占めています。現在、燃料電池自動車をはじめとした高圧ガスを燃料とする車両には、道路運送車両法及び高圧ガス保安法の二法令にまたがった規制が行われています。これに対して規制合理化の要望がなされており、経済産業省の検討会において、道路運送車両法に規制を一本化する方向で検討を進めることとされました。

現在の燃料電池自動車等の規制の課題

現在、燃料自動車等の駆動用燃料システム（容器・配管等）に対して、道路運送車両法と高圧ガス保安法の規制がかかり両方の認可が必要となるため、利用者は車検と容器再検査をそれぞれ受ける必要があり、手続き上の負担が生じています。また、車検と容器再検査の時期がずれ、容器再検査の期限が切れた時に、水素ステーションで充填できない等の課題に直面していました。

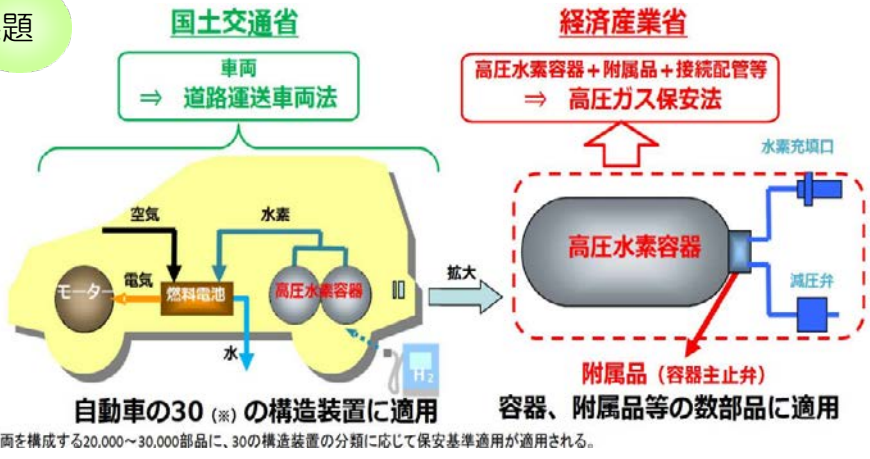

※車両を構成する20,000～30,000部品に、30の構造装置の分類に応じて保安基準適用が適用される。

今後の燃料電池自動車等の規制の在り方

道路運送車両法等により安全を確保できるものについては、その対象範囲を、車検で定期的に容器品質を確認できる車種（普通自動車・小型自動車や三輪以上の軽自動車）とし、その中で圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする車両に設置される燃料装置用容器や原動機等について、高圧ガス保安法の適用除外とする方針が示されました。そして、一元化にあたり、現行の容器再検査を道路運送車両法の車検（新規検査・継続検査）において実施できるように、国土交通省と連携しながら詳細制度設計が進められています。

本規制の整備によって、ユーザーの利便性や企業の産業競争力の向上、それによってさらなる燃料電池自動車等の普及拡大が期待されます。

出典：
経済産業省,燃料電池自動車等の規制の在り方について、最終報告書をとりまとめました,（アクセス日：2021年11月18日）
https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211028003/20211028003.html
経済産業省,燃料電池自動車等の規制の在り方検討会　最終報告書（アクセス日：2021年11月18日）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/saisyuhoukoku.pdf

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。

「洋上風力発電の低コスト化」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画を策定

経済産業省は、グリーンイノベーション基金を用いて実施予定の、「洋上風力発電の低コスト化」プロジェクトの内容をまとめた研究開発・社会実装計画を策定し、2021年10月に公表しました。

グリーンイノベーション基金とは

2050年カーボンニュートラル実現に向け、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に2兆円の基金を造成し、野心的な目標をコミットする企業等に対して、研究開発・実証から社会実装を10年間継続で支援するものです。

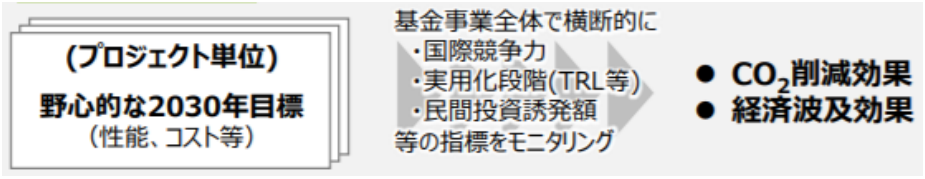

「洋上風力発電の低コスト化」プロジェクト

これまで洋上風力発電は欧州を中心に拡大してきましたが、2050年にかけてはアジア市場の急成長が見込まれています。特に、急深な地形が広がる日本・アジアにおいて、低風速・台風・落雷等の気象条件や海象等を踏まえて最適化するニーズが高まっています。

現在は、欧州で技術が確立した着床式の導入が進んでいますが、浮体式は欧州においてもまだ開発途上で、新たなプレイヤーの参入余地が期待されています。本プロジェクトでは、浮体式を中心とした洋上風力発電の早期のコスト低減を行い、導入拡大を図ります。

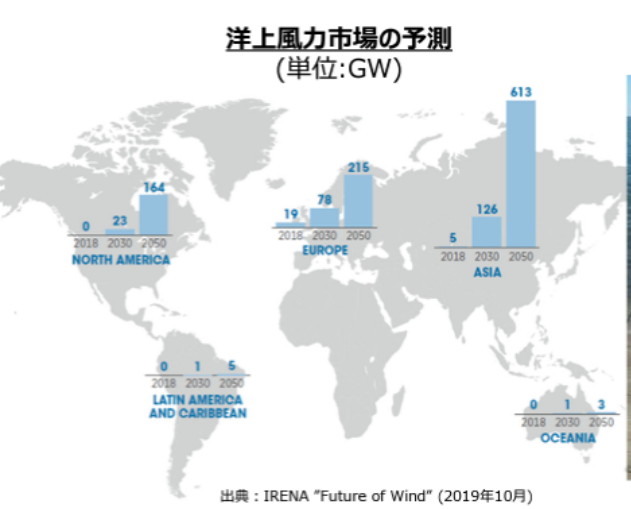

出典：IRENA "Future of Wind" (2019年10月)

フェーズ１：要素技術開発

課題例：
- 鋼製の素材を代替し低コスト化（コンクリート製浮体、合成繊維の係留）
- 日本・アジアの自然条件（台風、地震、落雷、低風速等）に対応した風車
- 浮体動揺に連動するケーブルの耐久性向上
- AI・ビックデータを活用した故障予知

フェーズ２：実証

課題例：
- 風車・浮体・ケーブルを統合したシステム全体での一体設計・低コスト化の検証

出典： 経済産業省, グリーンイノベーション基金事業の基本方針を策定しました
https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210312003/20210312003.html
https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211001011/20211001011-2.pdf（アクセス日：2021年11月18日）
出典： 経済産業省,「洋上風力発電の低コスト化」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画を策定しました
https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211001011/20211001011.html
https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211001011/20211001011-1.pdf（アクセス日：2021年11月18日）

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。

気になるＥＣＯワード

（出所：各種資料をもとに ＳＯＭＰＯリスクマネジメント作成）

グリーンウォッシュ

「グリーンウォッシュ」とは、“環境に配慮した”との意味の「green」と“ごまかし、粉飾”との意味の「whitewash」を組み合わせた造語であり、“環境に配慮しているようにみせかけること”を表しています。例えば、明確な根拠を示さずに「環境にやさしい」と表現したり、環境に悪影響のある活動には触れずに環境配慮の取り組みだけを強調したりすることが挙げられます。1980年代に欧米の環境活動家が使い始めて広まったといわれていますが、パリ協定やSDGsの目標達成等に向けた環境負荷低減の取り組みが進む中、再び話題となっています。気候変動対策を柱とした経済成長戦略「欧州グリーンディール」を進めるEUでは、環境的に持続可能な経済活動を分類する「タクソノミー」等の基準を策定しており、グリーンウォッシュを排除する動きとしても注目されています。

森林フットプリント

「森林フットプリント」とは、森林破壊のリスクをその面積で表したものです。森林破壊の原因となりうるパーム油、紙パルプ、木材製品等の産品について、企業によるこれらの利用や、金融機関によるこれらの生産への資金提供に伴って、影響を受ける、または、影響を今後受ける可能性がある森林と泥炭地の総面積で示します。「森林フットプリント」は、大手食品メーカーであるスイスのネスレが、自社のパーム油サプライチェーンであるインドネシア・アチェ州で調査を行い、皆伐の危機にさらされている森林および泥炭地の場所と面積を特定して、2020年12月に世界で初めて開示しました。森林は木材や食料等を提供するだけでなく、土砂災害防止や洪水緩和の機能、またCO2吸収源や炭素貯蔵庫としての機能が注目されており、企業活動が森林に影響を与えている中、「森林フットプリント」の開示も企業に求められる環境活動のひとつとして期待されます。

30by30

「30by30」とは、2030年までに世界の陸域の30%以上と海域の30%以上を保全・保護することを目指す目標です。英国が2018年の国連総会で初めて提唱し、2019年に国際イニシアチブが発足しました。2010年の国連生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、2020年までに陸域の17%、海域の10%を保全・保護する、との目標が設定されましたが、これに代わる世界目標として、2022年春の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で「30by30」を設定することが検討されています。COP15に先立ち、2021年6月の主要7カ国首脳会議（G7サミット）で、G7各国が「30by30」の目標設定に賛同するとともに、2030年までに自国の陸域と海域の30%以上を保全・保護することを宣言しています。

ぶなの森ニュース　2021年12月号
SOMPOアセットマネジメント株式会社
問合先　TEL　0120-69-5432　（リテール営業部）
ホームページアドレス：https://www.sompo-am.co.jp/

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。

＜当ファンドの主なリスクと留意点＞

≪基準価額の変動要因≫

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

≪その他の留意点≫

◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

＜お客さまにご負担いただく手数料等について＞

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■購入時手数料

購入価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

■運用管理費用（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.65%（税抜1.50%）を乗じた額です。
運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

- 監査費用
- 売買委託手数料
- 外国における資産の保管等に要する費用
- 信託財産に関する租税　等

※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

◆当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

SOMPOアセットマネジメント
安心・安全・健康のテーマパーク

SOMPOアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第351号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料はＳＯＭＰＯアセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。